

被扶養者（□ 認定・□ 取消）申告書

認定の際は、「マイナンバー(個人番号)」・「資格確認書の要否」の記入を忘れずに！

組合員番号(右づめ)		枝番	組合員氏名		配偶者の基礎年金番号(配偶者以外は、記入不要)		生計維持関係に係る①、②については、裏面をご参照ください。	
		00	(フリガナ) (漢字)		-			
被扶養者情報の確認(取消時は、収入の有無や住所の記入不要)							扶養手当の確認(取消時は記入不要)	
被扶養者の氏名		性別	生 年 月 日	続柄	被扶養者の要件を備えた、又は欠けに至った年月日及びその理由	収入の有無	扶養手当の有無	
(フリガナ) ※大文字で登録されます(「ヤ」→「ャ」等)		☐ 男 ☐ 女	年号(漢字)	年	月	日	(長男など)	令和 年 月 日
(漢字)							[理由]	
							☐ 有 様式①-11や 年金額わかるもの等、要添付	☐ 有 (普通認定)
住民票上		住民票上の住所(別居の場合に記入)					☐ 無	様式①-11や 年金額わかるもの等、要添付
☐ 同居 ☐ 別居		都 道 府 県						
生計維持関係の確認 ※住民票上同居でも、実態として別居している場合は別居として回答ください。(取消時は記入不要)							※扶養手当が無しの場合は生計維持関係を記入	
配偶者又は子の場合							配偶者又は子以外の場合	
☐ 同居又は単身赴任(組合員の仕事の都合)による別居をしている。 ☐ 別居で送金等を 月平均 円 している。(家賃の振込等、含む) 具体的な方法等 (裏面①の基準額を超えていること)								
組合員からの送金等の確認							組合員以外の扶養義務者(裏面②)からの送金等の確認	
送金方法							送金の額	
☐ 同居のため送金なし ☐ 振込又は書留 ☐ 手渡し							氏 名	
月平均 円							被扶養者との関係(続柄)	
							送金(別居時)又は収入額(同居時)	
							☐ 収入(同居時)月平均 円 ☐ 送金(別居時)	
							☐ 収入(同居時)月平均 円 ☐ 送金(別居時)	
マイナンバー(個人番号)(12桁)								
資格確認書はこちら							上記のとおり申告します。 令和 年 月 日 公立学校共済組合北海道支部長 様 住所 組合員 氏名 氏名 押印必須 ⑩	
のりしろ ウラ面のコピー のりしろ こちらで個人番号の申告をされた方は様式①-36の提出は不要です。 再加入の場合であっても、申告は都度必要です。(認定替え(特別認定⇄普通認定)及び取消時のみ不要) 個人番号通知書または住民票(個人番号記載)の場合は、貼らずにホチキスで止めてください。 のりしろ							上記の申告は 令和 年 月 日 に受領し、事実と相違ないものと認めます。 所 属 所 名 所属所長職氏名 電 話 番 号 - - 職印 所属所コード	
共済使用							国民年金第3号資格発生日	
種別							認定取消年月日	
区分							続柄	

(R6.12.2)

注 意

- 1 申告内容により添付書類や記入項目が変わりますので、記入例や共済事務の手びきを参照し申告書等を提出してください。
- 2 扶養手当を申請又は支給されている場合は、下記の図解のとおり処理してください。

日付について、北海道費職員の場合は扶養手当の申告をおこなった日、市町村費及び札幌市費職員の場合は扶養手当の支給開始日を記入してください。

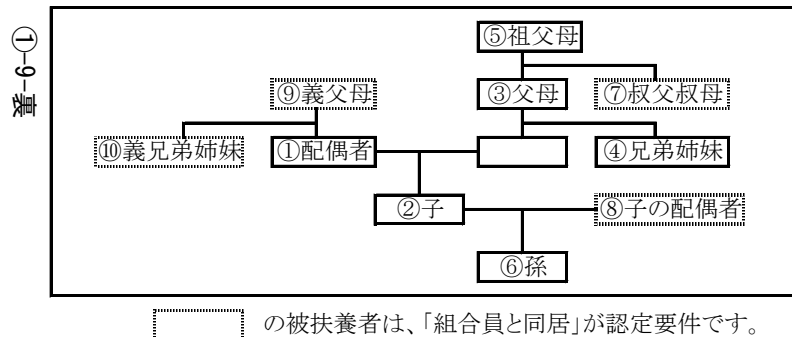
扶養手当の確認（取消時は記入不要）				
扶養手当の有無	扶養手当の証明欄(認定時のみ)			
	令和	年	月	日時点で
☐ 有 (普通認定)	☐ 継続中 〔共済組合の認定前から引き続き受給している〕			
	☐ 申告済又は申告予定(道費のみ可)			
	☐ 支給認定済			
☐ 無 (特別認定)	支給機関名			
	担当者氏名 (道費の場合は事務担当者氏名のみ記名・押印すること)			

扶養手当の証明欄については、次のとおり証明してください。

- ・北海道費職員
所属所の事務担当者が「申告済又は申告予定(道費のみ可)」にチェックを入れ、記名・押印する
- ・市町村費及び札幌市費職員
各給与支給機関(教育委員会等)の担当者が「支給認定済」にチェックを入れ、給与支給機関名及び担当者氏名を記入・押印する

なお、共済組合で被扶養者の認定を受ける前から引き続き扶養手当を受給している場合は、「継続中」にチェックを入れてください。

表面②【扶養義務者一覧表】



表面①【別居している被扶養者の認定判定表】(金額は月額で記載)

組合員の送金額 (A)	他の扶養者の送金額(B)	被扶養者と同居している他の扶養者の収入額	被扶養者の収入額
円	円	円	円
被扶養者の全収入 (C)		仕送り基準額 (D)	
円		円	
=		÷ 3 =	
円		円	
(D)		(A)	
円 ≤ 認定可		円 ≤ 認定可	
円 > 認定不可		円 > 認定不可	

被扶養者	組合員以外の「扶養義務者」
①配偶者	組合員以外の扶養義務者は無し
②子	①、⑧
③父母	③の配偶者、④
④兄弟姉妹	③、④(被扶養者)の配偶者、④(被扶養者以外の者)
⑤祖父母	③、④、⑤の配偶者、⑦
⑥孫	①、②、⑧
⑦叔父叔母	③、⑤、⑦の配偶者、⑦の子
⑧子の配偶者	①、②、⑧の親、⑧の兄弟姉妹
⑨義父母	①、⑨の配偶者、⑩
⑩義兄弟姉妹	①、⑨、⑩(被扶養者)の配偶者、⑩(被扶養者以外の者)

扶養状況によって、表に記載のない扶養義務者がいる場合があります。

【個人番号(マイナンバー)の利用目的】

当組合は番号法別表第1の37の項に規定する「厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは一時金の支給又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」及び59の項に規定する「地方公務員等共済組合法による短期給付若しくは年金である給付の支給、福祉事業の実施若しくは一時金の支給又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」のために個人番号を利用します。

【資格確認書の発行要否】

資格確認書の発行は以下に該当する場合に限りです

- ・マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカード返納者・マイナンバーカードを保有しているが健康保険証登録を行っていない者、利用登録解除を申請した者、利用登録解除者・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者・利用登録を解除予定の者も可能ですが、その他の場合はご相談ください